

# 行政書士 あわじ

平成 30 年 9 月号



(日本の近代土木遺産上田池ダム堰堤)



兵庫県行政書士会 淡路支部

## ごあいさつ

兵庫県行政書士会淡路支部の皆様におかれましては、日頃から無料相談会や官公庁への書類作成など市民と行政をつなぐ架け橋として、大きな役割を担っていただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、昨年8月1日に兵庫県行政書士会と南あわじ市の間で「大規模な災害発生時における被災者支援協力に関する協定」を締結させていただきました。南海トラフ大地震をはじめ、最近では想定外の豪雨による大災害が危惧されており、行政機関がライフライン復旧に力を割かれている時、無料相談窓口の開設や罹災証明の交付申請といった被災者の生活再建の手伝いを担って頂けることとなっております。大災害時には行政機関の機能も正常化するまで時間を要します。そのような時、行政書士の皆様の支援は大変心強いものであります。

全国の自治体同様、南あわじ市においても、急激な人口減少と超高齢化社会への対応が課題となっております。しかしながら、本市の65歳以上の就業率は全国平均と比べて約2倍と高く、言い換えれば、シニア世代の方々がまだまだ社会を支える側として、社会参画できるということでもあります。南あわじ市では超高齢化社会を克服するために、シニアの方々の仕事・社会貢献の継続による健康寿命の伸長を最重要施策に掲げているところです。

他にも、本市において子育て環境の向上と教育の充実、地域の資源を活かした地元産業の活性化などに取り組んでまいりますが、そのためには「対話と行動の行政」の実現が必要であると考えております。市民の皆様との対話を基に職員と共に最適な対応策を模索し、第2次南あわじ市総合計画の将来像にも掲げております「だから住みたい 南あわじ～人がつながる 笑顔あふれる ふるさとづくり～」を目指し、市民の皆様と協働によるまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、兵庫県行政書士会淡路支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。



兵庫県南あわじ市長  
**守本 憲弘**

## ごあいさつ



兵庫県行政書士会  
淡路支部長  
**井筒 好信**

兵庫県行政書士会淡路支部の活動にご協力いただきまして、ありがとうございます。淡路支部の定時総会を夢海游淡路島で開催いたしましたところ、たくさんの会員の出席を賜り、支部総会が無事終了したことを会員の皆様にご報告させていただきます。

本年も、昨年度以上に色々行事がございますので、会員の皆様のご参加とご協力をよろしくお願いいたします。

行政書士の業務は、他土業にくらべまして広範囲にわたっております、会員の皆様と共に、行政書士の業務と役割を広く住民の皆様方に、広報していくように努めたいと思っております。

今後とも会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



## トピックス

### 土地専門部会・淡路支部合同研修会の開催

平成30年2月28日(水)、洲本市文化体育館1階会議室にて、土地専門部会と淡路支部の合同研修会が開催されました。

研修会は、2部制となっており、第1部は「法定相続情報証明制度について」というテーマで神戸地方法務局洲本支局より壽谷幸司支局長を講師としてお招きし、ご講義いただきました。

講義では、所有者不明土地問題等に対応するために相続登記の促進をする必要があり、その方策として「法定相続情報証明制度」が創設された旨の説明がされました。また、各種の相続手続の際に必要な戸籍関係書類等一式を提出する手間を省力化して、相続手続全般の社会的コストの削減という効果も見込まれるとの説明がされました。

第2部は「農地法改正と農地所有適格法人について」というテーマで明石支部の田中康晃会員をお招きし、ご講義いただきました。

講義では、農地法第3条によって農地取得が許可される要件の解説があり、また、農地所有適格法人の要件やその要件が平成28年4月の法改正によって、改正されたポイントについても解説がされました。他にも、企業の農業参入において検討することが多い、農地法第3条第3項により農地を貸借する場合と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定をする場合の違いを解説いただきました。

研修会は、以上の2つのテーマについて、休憩を挟み約3時間行われました。例年の淡路支部の研修会に比べると、参加者が多く、会員の皆様にとって、興味がある内容の研修会を行うことができたのではないかと思います。

(淡路支部研修担当理事 船越 健司)



### 淡路支部の厚生旅行を実施

平成30年2月3日(土)に淡路支部の厚生旅行が実施されました。岡山県備前日生にて、かき料理を食べながら親睦をはかるという企画。

当日は、天気も良く、高速道路もすいていて、あっという間に備前日生。かき料理を満喫し、みんなでワイワイと楽しんで、次の赤穂大石神社へとバスの旅は続き、赤穂大石神社では節分と重なり、参拝者が多くにぎわっていました。

観光案内のガイドさんに、赤穂城、大石神社の案内をしてもらっていろいろと我々が知らないお話がきけたのも、こういった旅行がなかったら聞けないことだと思いました。

すこし散策後帰路につき、明石海峡大橋が見えてきて、帰ってきたと感じました。

このたびの旅行を企画していただいた担当役員さんのご苦勞に感謝しております。

(淡路支部長 井筒 好信)



## 市民無料相談

私たち行政書士は、毎月淡路県民局県民相談室で、市民無料相談を行っています。



### 開催日

- 平成 30 年 11 月 12 日 (月)
- 平成 30 年 12 月 10 日 (月)
- 平成 31 年 1 月 15 日 (火)
- 平成 31 年 2 月 12 日 (火)
- 平成 31 年 3 月 11 日 (月)

### 開催場所

洲本市塩屋二丁目 4 番 5 号  
兵庫県淡路県民局 3 階相談室

### ご相談申込先

☎ 0799-53-1771  
(市民相談担当 土井)

## 法の日の無料相談会

10月1日は、法の日です。

私たち行政書士は、司法書士会、土地家屋調査士会と合同で、毎年 10 月に淡路島内三市において無料相談会を行っています。

開催日	開催時間	開催場所
平成 30 年 10 月 2 日 (火)	9:00~12:00 (受付は 11:30 まで)	洲本市役所本庁舎 4 階会議室
		淡路市役所 1 号館 2 階大会議室
		南あわじ市役所第 2 別館 3 階多目的ホール



お気軽に  
ご相談ください!

### ご相談申込先

☎ 0799-43-3115  
(法の日無料相談担当 安田)



行政書士に聞いてみよう！！

## 市民の皆さまへ



法律を専門とする国家資格者の中でも、特には幅広い業務をこなし、皆さまの暮らしに密着した法律サービスを提供するのが、私たち行政書士です。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明するための書類を作成し、またそのための相談もお受けします。

「まごころ」を花言葉に持つコスモスが、行政書士のシンボルです。私たちは、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころをもって、お手伝いいたします。

### 遺言書を作りたい

遺言書には本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。遺言書には法律で決められた効力があり、遺留分減殺請求権など相続人の権利も配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

### 相続について知りたい

財産相続では、遺言書がないときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続きが進められます。行政書士は、依頼に基づき、遺産分割協議書・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)



### 国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続きに加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の在留資格が必要となります。このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続きについて、お手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、申請取次行政書士が行います。

### 日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「帰化許可申請」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、入国管理局で永住許可申請をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、涉外相続(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)について、専門知識で外国人の方のお手伝いをいたします。





## かしこく **離** 婚したい

離婚が決まるまでの道のりは、非常に大きなエネルギーがいるものです。しかも慰謝料の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の合意が成立しても、どうやって約束事を相手に守って貰えるかも心配です。行政書士は、離婚協議書の作成を行うとともに、必要な支援を行います。(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)

## おひとり様で **老** 後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、誰に相談してよいかわからない、という方も多いのではないのでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、任意後見契約があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。



## **農** 地に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、農地転用の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、農地を売買する場合も、許可が必要となります。このほかにも里道・水路の用途を廃止したり買い受ける時も許可が必要です。行政書士は、このような土地等に関する各種申請手続を行います。

## **交** 通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が自賠責保険です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、後遺障害に関する調査をはじめ、自賠責保険に関する資料収集や書類作成をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。

## **ク** ーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、内容証明郵便によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。

## **家** 業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や事業承継の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。

行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。



# 会社経営者や 個人事業主の皆さまへ



私たち行政書士は、企業を運営していくうえで必須となる書類（契約書や議事録等）や、許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）の作成をする専門家です。

また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や、補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

## 会 社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記申請手続を除く）を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

## 契 約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。

行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる**法的なトラブルの予防**のためのサポートを行います。

## 運 営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関してもサポートしています。

行政書士業務は、企業の事業活動全般について助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用していただけます。

行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援、地域資源活用支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている行政書士がおり、活躍の場を広げています。





## 建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県知事、または国土交通大臣の許可が必要です。

行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしているか否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行います。

また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要となりますが、それらの手続についても、代理することができます。

数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。



## 福祉事業を始めたい

有料老人ホームや、障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始めると、各自自治体では、様々な基準が設けられています。

行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成や手続を代理します。

## 会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。

行政書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表などの作成**を行います（税務申告業務は除く）。行政書士に依頼することで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念することができます。

## 運送業を始めたい

**トラック等を使う貨物運送業**や**タクシー事業（旅客運送業）**を始めるとは、運輸局の許可が必要ですが、それには様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサポートまで行います。



## 許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可**が必要な場合があります。

許認可の種類には、次のようなものがあります。

### 【廃棄物に関する許認可】

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

### 【不動産に関する許認可】

- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など

### 【リサイクルに関する許認可】

- 古物営業許可
- 金属くず商許可 など

これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、一万種類を超えると言われていています。

官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。





## 著 作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で自動的に発生しますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁による**著作権の登録制度**を利用することができます。

行政書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契約その他著作権に関する相談を受け付けています。

## 外 国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要となる場合があります。

入国管理局への手続は、原則として、外国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければなりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められた行政書士である「**申請取次行政書士**」に依頼すれば、申請人は**入国管理局への出頭が免除される**ので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用をサポートいたします。

## 民 泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうかの確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出等**の手続が必要になります。

また、クラブや社交飲食店、麻雀店やゲームセンターなどを開業するのにも、営業開始前に警察署への**風俗営業許可申請**等の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて必要となる書類を作成し、代理申請を行います。

## 知 的資産経営について相談したい

「**知的資産経営**」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財務データには表れない資産**(知的資産)のうち、自社の競争力の源泉となっているものを見える化=魅せる化することにより、ステークホルダー(顧客・取引先・金融機関等)からの支持や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。

知的資産経営の成果をまとめた「**知的資産経営報告書**」を作成し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。

行政書士は、これら知的資産経営導入と知的資産経営報告書の作成をサポートします。



## 補 助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。

近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。



兵庫県行政書士会の  
ホームページもみてね!

# 兵庫県行政書士会淡路支部会員名簿

(平成30年7月31日現在)

	氏名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
淡路市	いしがみ あきら 石上 昭	〒656-2131 淡路市志筑 386 番地 3	0799-62-1581	0799-62-3665
	いづつ よしのぶ 井筒 好信	〒656-2132 淡路市志筑新島 6 番地 22	0799-62-4681	0799-62-4476
	かわばた ひでお 川端 英雄	〒656-2131 淡路市志筑 3111 番地 67	0799-62-3206	0799-62-5290
	きたの てつや 北野 哲也	〒656-2223 淡路市生穂 1718 番地 3	090-6965-2823	0799-64-0623
	くらもと みつお 倉本 光夫	〒656-1511 淡路市郡家 1328 番地 9	0799-70-4081	0799-70-4081
	こたに いつじ 小谷 五治	〒656-1724 淡路市野島平林 98 番地	0799-70-4565	0799-70-4565
	さんの はるお 三野 陽生	〒656-1711 淡路市富島 1146 番地	0799-82-2279	0799-82-2279
	たかた あきら 高田 明	〒656-1521 淡路市多賀 472 番地 4	0799-85-0835	0799-85-0835
	たかたに みきこ 高谷 美喜子	〒656-2212 淡路市佐野 1334 番地 1	090-3873-0725	0742-35-6637
	ただ こうぞう 多田 耕造	〒656-2322 淡路市白山 279 番地	0799-74-3422	0799-74-3422
	たむら いくお 田村 伊久男	〒656-1602 淡路市育波 276 番地 40	0799-84-1988	0799-84-1988
	どうまん やすひで 道満 保秀	〒656-2131 淡路市志筑 2649 番地 5	0799-62-4035	0799-62-5252
	どひ まさる 土肥 勝	〒656-1721 淡路市野島暮浦 382 番地	0799-82-0526	0799-82-0526
	はまぐち たけひろ 濱口 雄裕	〒656-2131 淡路市志筑 1392 番地 1 岡野ビル 2 階	0799-62-5829	0799-62-5899
	はやし えいじ 林 栄二	〒656-1541 淡路市柳澤甲 7 番地	080-6116-3409	-
	ふくだ たつや 福田 龍哉	〒656-2144 淡路市下司 1218 番地 4	0799-70-7263	0799-70-7264
ふだば たかろう 札幌 敬良	〒656-2334 淡路市釜口 627 番地 4	0799-74-6048	0799-74-2877	
やまぐち まさし 山口 昌志	〒656-2401 淡路市岩屋 524 番地 2	0799-72-5230	0799-72-5240	
洲本市	いまだ ちゅういち 今田 忠一	〒656-0053 洲本市上物部 452 番地	0799-22-4999	0799-26-2618
	おおすみ かつひろ 大住 勝宏	〒656-0101 洲本市納 321 番地 8	0799-22-2304	0799-22-2309
	さとう かずゆき 佐藤 一之	〒656-0014 洲本市桑間 192 番地 崎野ハイツ 302 号	0799-22-3202	0799-22-1266
	たきおか みつこ 瀧岡 光子	〒656-1311 洲本市五色町鮎原葛尾 147 番地	0799-32-1641	0799-32-1621
	たにもり こういち 谷守 弘一	〒656-0012 洲本市宇山 1 丁目 1 番 20 号	0799-24-3110	0799-24-1844
てらおか かつみ 寺岡 克己	〒656-0012 洲本市宇山 3 丁目 8 番 19 号	0799-22-3031	0799-22-3037	



	氏名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
洲本市	どい くみこ 土井 久美子	〒656-2541 洲本市由良町4丁目2番22号	080-9978-7493	-
	なかむら つよし 中村 豪	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目6番17号 洲浜ビル2階	0799-23-1770	0799-23-1770
	なかむら ひでゆき 中村 英之	〒656-0055 洲本市大野894番地1	0799-26-0153	0799-26-0653
	ひがしやま かつひと 東山 勝彦	〒656-0025 洲本市本町1丁目6番28号	0799-22-1174	-
	ひぐち しょういち 樋口 正一	〒656-0012 洲本市宇山1丁目2番24号	0799-22-2874	0799-24-3779
	ひろせ まさゆき 廣瀬 政行	〒656-1301 洲本市五色町都志382番地1 五色センタープラザ1階	0799-33-0217	0799-33-0007
	ふかほり かつみ 深堀 克己	〒656-0024 洲本市山手1丁目2番16号	0799-22-9405	0799-22-9445
	ふくもと のぶこ 福本 宣子	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番12号	0799-22-9302	0799-23-1341
	ふなこし けんじ 船越 健司	〒656-0025 洲本市本町5丁目4番25号 第2大富ビル202号	0799-23-0086	0799-23-0087
	まつした あきら 松下 明	〒656-1344 洲本市五色町鳥飼浦724番地	0799-34-0832	0799-34-0834
	みやこ ひろし 都 博志	〒656-2541 洲本市由良2丁目1番1号	0799-27-0766	0799-27-0766
	もりたか えいじ 森高 英二	〒656-0013 洲本市下加茂1丁目2番26号	0799-25-6185	0799-25-6188
やまもと ひろむ 山本 弘	〒656-0025 洲本市本町3丁目3番14号	0799-25-2626	0799-20-7699	
南あわじ市	おくの かずき 奥野 一喜	〒656-0424 南あわじ市榎列西川172番地	0799-42-5355	0799-42-1971
	かなやま かずひと 金山 一彦	〒656-0131 南あわじ市広田中筋129番地	0799-45-1522	0799-45-1167
	さとふか よしたね 里深 嘉胤	〒656-0474 南あわじ市市市227番地9	0799-42-6666	0799-42-4800
	しょうだ ただお 庄田 忠夫	〒656-0521 南あわじ市潮美台1丁目24番地8	0799-52-3678	0799-52-3688
	たいち あきお 泰地 昭男	〒656-0511 南あわじ市賀集八幡南186番地4	0799-52-3711	0799-52-3712
	どい けいいちろう 土井 恵一朗	〒656-0511 南あわじ市賀集八幡144番地4 稲先マンション1階	0799-53-1771	0799-53-1994
	はまぐち とおる 濱口 徹	〒656-0425 南あわじ市榎列小榎列199番地1	0799-42-6373	0799-42-3727
	ひろち みきと 廣地 幹人	〒656-0122 南あわじ市広田広田486番地	0799-45-1450	0799-45-1490
	みき あき隆 三木 秋穂	〒656-0341 南あわじ市津井1711番地	0799-38-0960	050-3153-2597
	みやざき ひろあき 宮崎 宏明	〒656-0436 南あわじ市八木新庄77番地	0799-42-5968	0799-20-4958
	みやざき まさゆき 宮崎 正行	〒656-0122 南あわじ市広田広田143番地5	0799-20-4647	0799-20-4648
	やすだ ともたか 安田 知孝	〒656-0455 南あわじ市神代國衛1300番地1 三栄ビル203	0799-43-3115	0799-43-3116

## 行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

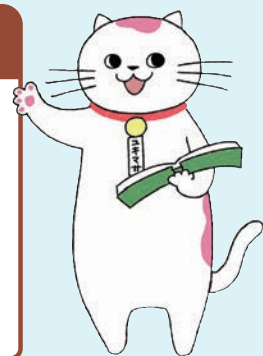
1. 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
2. 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
3. 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
4. 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
5. 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

### 平成30年度兵庫県行政書士会淡路支部および兵庫県行政書士会(本会)役職

支部長	副支部長	副支部長	理事会計	理事総務	理事研修	理事企画	理事業務
井筒好信	瀧岡光子	大住勝宏	樋口正一	濱口雄裕	船越健司	安田知孝	土井恵一郎
理事会員	理事非行政	理事綱紀	理事福祉	理事幹事	理事幹事	監事	監事
三木秋穂	瀧岡光子	川端英雄	山口昌志	宮崎正行	宮崎宏明	奥野一喜	都 博志
相談役	本会理事	本会綱紀委員	本会選挙 管理委員	本会通信員	本会HP 担当委員		
今田忠一	井筒好信	川端英雄	宮崎正行	安田知孝	宮崎宏明		

### 「行政書士あわじ」平成30年9月号

- 発行人 / 井筒 好信
- 編集委員 / 三木 秋穂
- 発行者 / 兵庫県行政書士会 淡路支部  
〒656-2132 淡路市志筑新島6番地の22  
TEL: (0799)-62-4681 FAX: (0799)-62-4476



兵庫県行政書士会 淡路支部

<http://awaji.hyogokai.or.jp/>

兵庫県行政書士会 淡路支部

検索

